

25 県経評第 1 号
平成 25 年 11 月 27 日

福島県病院事業管理者
丹羽 真一 様

県立病院事業経営評価委員会
委員長 竹之下 誠 一

県立病院改革プラン取組状況の評価について

県立病院については、県立病院改革プランの基本目標である「地域に必要なとされる質の高い医療の提供と病院経営の健全化」に向けて、様々な取組を推進しており、改革プラン 4 年目の平成 24 年度においても、会津医療センターの整備をはじめとして、訪問看護や救急医療への対応などにおいて、一定の成果が認められ、概ね妥当であると評価できます。

なお、より住民・患者の視点に立った県立病院の経営改善を進めるため、当委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、下記のとおり助言を行います。

記

1 医療機能の維持・確保について

会津医療センターの開所に伴い、県立病院は政策医療を担う 3 病院（大野病院を除く）の体制となっており、矢吹においては医療観察法に基づく指定入院医療機関の検討や、宮下においてはへき地医療を維持するための施設の耐震化など、必要とされる医療機能の維持・確保に努める必要がある。

2 人材育成について

医療の質の向上及び安全の確保を図るため、実効性のある院内研修プログラムの実施及び院外研修・学会等への参加機会を確保するとともに、職員の資格取得支援を行うなど、引き続き組織的・計画的な人材育成に取り組んでいく必要がある。

3 地域との連携について

地域住民が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるように、地域の医療機関との機能に応じた役割分担と連携、施設ケア・在宅ケアとの連携を深めるなど、疾病の予防・早期発見はもとより、急性期医療から在宅に至るまで適切なサービスが切れ目なく提供できる体制を構築する必要がある。

4 効果的な事業 P R と患者の視点に立った病院づくりについて

県立病院の取組を県民に分かりやすく伝えるための工夫をするなど、効果的な事業 P R に努める必要がある。また、患者満足度調査の内容を適宜見直しながら、患者ニーズの的確な把握に努めるとともに、ニーズに応じた改善を行い患者満足度を高めるなど、患者の視点に立った病院づくりに取り組んでいく必要がある。